

# 令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務委託仕様書

## 1 委託事業の名称

令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務

## 2 事業の目的

近年、ペット関連市場の規模が拡大し、ペット同伴旅行の需要も増大している。本県では、電源地域を含む海岸線を中心としたエリアにおいて、愛犬家層を対象とした誘客プロモーションを実施し、誘客につなげるための訴求ポイントや訴求力を高める戦略等についてマーケティング調査を実施する。

また、ペットツーリズムにおける本県の認知及びイメージ向上を図るため、ペット愛好家向けのメディアによる情報発信を行い、本県への誘客を促進する。

なお、本事業で想定するペットは犬を原則とする。

また、本事業は「電源地域産業育成支援補助金」を活用した観光産業育成支援のための事業である。

## 3 事業内容

### (1) 愛犬家層を対象とした誘客プロモーションの実施

ア 時期：令和8年10～11月頃

イ 主な対象：首都圏在住愛犬家層

ウ 施策内容

- ・ 特定エリア内において一定期間、愛犬とともに楽しめる滞在・体験・食の魅力を集約的に提供する誘客プロモーションを実施すること。
- ・ 期間中は、宿泊施設における愛犬同伴の特別宿泊プランの造成、既存イベントへのドッグコンテンツの導入、飲食施設での犬用メニューの開発・提供などを連動させ、エリア全体を“ドッグフレンドリーな滞在空間”として一体的に演出する。
- ・ 愛犬家にとって「愛犬と安心して滞在し、多様な体験を楽しめる目的地」としての認知及びイメージ向上を図り、滞在時間の延伸、消費機会の拡大を図ること。

### (2) ペット愛好家向けのメディアによる情報発信

本施策実施前後において、WEBメディアやSNS等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

### (3) マーケティング調査・分析・提言

- ・ 本施策を中心とした本県のペットツーリズムの興味・関心度のマーケティング調査・分析を行い、今後のペットツーリズムによる誘客に繋がる提案を行うこと。
- ・ マーケティング調査項目及び回収率を上げるための効果的な手法を提案すること。
- ・ マーケティング調査項目については、クロス集計等により詳細な分析・評価を行い、報告すること。単なるアンケートの集計のみとならないようにすること。

## 4 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

## 5 成果物等

### (1) 成果物

上記3の実施内容の詳細及び次年度以降につながる効果的な施策の提案についてまとめた報告書一式（電子媒体）

### (2) 納期

令和9年3月31日（火）

### (3) 納品先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県営業戦略部観光誘客課

## 5 その他留意事項

- (1) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として茨城県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 茨城県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく茨城県と協議を行うものとする。